９　散乱防止と不法投棄防止対策

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

川口市では清潔できれいな街をつくり、快適な都市環境を確保するため「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、対策に努めています。

この条例では、市民・事業者・行政が一体となって散乱防止のための役割分担のほか、飲料容器等の投棄行為の禁止、環境美化の促進に関する施策を実施しています。

（問い合わせ）　収集業務課

川口市まち美化促進プログラム

川口市では「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」で規定するアダプトプログラムの手法を取り入れた環境美化の促進に関する施策として「川口市まち美化促進プログラム」を行っています。

市民や事業者の方々と共に清潔できれいな街をつくっていくため、市民や事業者の方々が行う自主的な美化活動を市が積極的にサポートしています。

この施策に基づき、１８団体（令和５年４月１日現在）の方々にボランティアによる美化活動を実施していただいています。

（問い合わせ）　収集業務課

路上喫煙の防止等に関する条例

川口市では、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境の確保のため、平成１７年５月１日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。内容は、全市内の道路や公園などの公共の場所で喫煙を自粛していただく努力義務を定め、喫煙者の喫煙マナー向上を目指すものです。

また、特に人の往来が多い地区については「路上喫煙禁止地区」とし、平成１７年１２月１日より川口・西川口の両駅前、平成２４年７月１日より東川口駅前、令和３年１０月１日より川口元郷・南鳩ヶ谷の両駅前、令和４年１０月１日より鳩ヶ谷・新井宿の両駅前をそれぞれ指定しています。同地区内では指定喫煙所以外での路上等での喫煙そのものを禁止するとともに路上喫煙者への指導と勧告を行っています。

あわせて令和３年６月に「川口市路上分煙基本計画」を策定し、非喫煙者と喫煙者のお互いに配慮できる様々な分煙対策を実施しています。

（問い合わせ）　資源循環課

不法投棄防止対策

清潔できれいな街づくりを推進するため、市民やクリーン推進員からの情報提供に加え、不法投棄の多い場所を中心に、市職員２人１組の２班体制による不法投棄物の収集とパトロール、警備業者への委託によるパトロールを実施しています。

また、令和４年度は５月３０日から６月５日までを「川口市ごみ不法投棄監視ウィーク」として、駅頭キャンペーンや不法投棄監視活動を実施しました。

（問い合わせ）　収集業務課

不法投棄に関する連絡先

不法投棄の場所	連絡先
一般ごみ及び 資源物ステーション	収集業務課（家庭系） （TEL 048-446-7525） 資源循環課（事業系一般廃棄物） （TEL 048-228-5370）
河川及び河川敷	河川課 （TEL 048-280-1209）
道路上	道路維持課 （TEL 048-280-1213）
緑地帯・公園内	公園課 （TEL 048-242-6338）
川口市所有地 （駐車場・空き地等の 市有地） ※私有地は含みません。	管財課 （TEL 048-258-1248） ※または、その市有地を 管理する課

不法投棄されている場所によって連絡先が異なりますのでご注意ください。

連絡する場合は現場の住所と投棄物の種類をお伝えください。

私有地の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、土地の管理者が処理してください。

不法投棄されない環境づくりに努めましょう。